

岩手県監査委員告示第 24 号

監査結果の公表（平成 19 年岩手県監査委員告示第 20 号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成 19 年 11 月 6 日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

- 1 (1) 監査対象機関名 釜石地方振興局保健福祉環境部
- (2) 監査実施日 平成 19 年 8 月 1 日
- (3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 9 月 4 日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
心身障害者扶養共済制度掛金の滞納繰越の調定に当たり、相当期間経過後に調定しているものが 1 件、150,000 円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後の滞納繰越調定に当たっては、滞納繰越件数及び金額を早急に把握し、速やかに調定するよう努める。

- 2 (1) 監査対象機関名 岩手県二戸保健所
- (2) 監査実施日 平成 19 年 7 月 31 日
- (3) 監査結果の公表の日 平成 19 年 9 月 4 日
- (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
地域活性化事業調整費に係る委託料の執行に当たり、それぞれの経費の精算内容を確認することなく完了確認をし、委託料を支出していたので、適正な事務の執行に努められたい。	精算額調書を徴し精算額を確認するとともに、今後は実績報告時に精算額調書により経費の精算内容を確認するなど、適正な事務の執行に努める。